

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成17年7月14日(2005.7.14)

【公開番号】特開2004-103815(P2004-103815A)

【公開日】平成16年4月2日(2004.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-013

【出願番号】特願2002-263526(P2002-263526)

【国際特許分類第7版】

H 0 1 F 37/00

【F I】

H 0 1 F	37/00	A
H 0 1 F	37/00	F
H 0 1 F	37/00	N

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月12日(2004.11.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも上つばを有し、コイルを配した内部コアと、この内部コアを囲うように格納したシールドコアを備え、このシールドコアは少なくとも2箇所にコイル端末結線用電極と、このコイル端末結線用電極に続いて側面より下面に電極が露出され、さらに、前記内部コアが格納される内側面の前記コイル端末結線用電極の位置にコイル端末導出用凹所が設けられ、前記コイルの端末はこの凹所を介して上面に導出し、前記コイル端末結線用電極に接続され、前記内部コアは上つば部でシールドコアに接着された面実装型チョークコイル。

【請求項2】

前記内部コアは、上つばとこれより小径の下つばを有するドラム型になっており、このつばの空間にコイルが巻回され上つばでシールドコアを係止している請求項1に記載の面実装型チョークコイル。

【請求項3】

前記シールドコアのコイル端末結線用電極部は、このシールドコアの上面より低い段部に形成され、さらに、前記コイル端末導出用凹所の開口幅より大きい幅を有する段部が前記コイル端末結線用電極部と前記コイル端末導出用凹所間に設けられている請求項1または請求項2のいずれかに記載の面実装型チョークコイル。

【請求項4】

前記コイル端末導出用凹所の空所を覆うように前記ドラムコアの上つばが前記シールドコアの上面に載置されてなる請求項1乃至請求項3のいずれかに記載の面実装型チョークコイル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するには、請求項1に記載の発明のように、少なくとも上つばを有し、コイルを配した内部コアと、この内部コアを囲うように格納したシールドコアを備え、このシールドコアは少なくとも2箇所にコイル端末結線用電極と、このコイル端末結線用電極に統いて側面より下面に電極が露出され、さらに、前記内部コアが格納される内側面の前記コイル端末結線用電極の位置にコイル端末導出用凹所が設けられ、前記コイルの端末はこの凹所を介して上面に導出し、前記コイル端末結線用電極に接続し、前記内部コアは上つば部でシールドコアに接着することにより達成できる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

【発明の効果】

以上説明したように、請求項1に記載した発明によれば、少なくとも上つばを有し、コイルを配した内部コアと、この内部コアを囲うように格納したシールドコアを備え、このシールドコアは少なくとも2箇所にコイル端末結線用電極と、このコイル端末結線用電極に統いて側面より下面に電極が露出され、さらに、前記内部コアが格納される内側面の前記コイル端末結線用電極の位置にコイル端末導出用凹所が設けられ、前記コイルの端末はこの凹所を介して上面に導出し、前記コイル端末結線用電極に接続し、前記内部コアは上つば部でシールドコアに接着すれば、外形寸法やインダクタンスの値を変えることなく、太い導線を巻回して定格電流を大きくした小型の面実装型チョークコイルを提供できる。